

輸出令の該非判定用パラメータシート(カバーシート)

輸出令別表第1の4の項(22)、4の項(24の2)及び8の項

[電子計算機等](電子計算機若しくは附属装置又はこれらの電子組立品若しくは部分品)

[量子計算機等](量子計算機又はその電子組立品若しくは部分品)

貨物名: ePass2003 USB トークン

メーカー名: Feitian Technologies Co.,Ltd.

パラメータシート
(コンピュータ・貨物)
様式:該貨コ-0

(1/1)

型及び等級:

CISTEC 2024.09.08

(令和6年9月8日施行省令等対応)

判定項目番	パラメータシート様式
《判定項目の選定と指定パラメータシート様式》 標題の貨物の判定対象項目は、対応するパラメータシート様式の□にレ又は×を記したものです。	
《輸出令別表第1の4の項(22)》 1. 貨物等省令(以下省令という。)第3条第二十三号に掲げるアナログ電子計算機又はデジタル電子計算機。	<input type="checkbox"/> 該貨コ-4(1)
《輸出令別表第1の4の項(24の2)》 2. 省令第3条第二十五号の二に掲げるハイブリッド電子計算機。	<input type="checkbox"/> 該貨コ-4(2)
《輸出令別表第1の8の項(5の項～15の項共通)》 3. 医療用に設計された装置、または医療用に設計された装置に組み込まれたもの。	<input type="checkbox"/> 0-01貨
《輸出令別表第1の8の項》 4. [電子計算機等] 省令第7条第一号から第五号に掲げる電子計算機若しくはその附属装置又はこれらの電子組立品若しくは部分品。 (輸出令別表第1の4の項(22)(省令第3条第二十三号)及び4の項(24の2)(省令第3条第二十五号の二)の中欄に掲げるものを除く。)	<input checked="" type="checkbox"/> 該貨コ-8(1)
5. [量子計算機等] 省令第7条第六号に掲げる量子計算機又はその電子組立品若しくは部分品	<input type="checkbox"/> 該貨コ-8(2)
《輸出令別表第1の9の項》 6. 暗号機能を有する電子計算機等若しくはその部分品	<input checked="" type="checkbox"/> 9の項のパラメータシート

判定結果	<input checked="" type="checkbox"/> 非該当	輸出令別表第1 貨物等省令
	<input type="checkbox"/> 該当	

作成責任者: (作成年月日 2024 年 9 月 13 日)

会社名 飛天ジャパン株式会社

所属・役職

(フリガナ)

氏名 岑 慕蘭

電話 03-3668-6668(代表)

取締役

シン ボーラン



検討の結果、以上相違ありません。

輸出令の該非判定用パラメータシート

輸出令別表第1の8の項(省令第7条第一号から第五号)

[電子計算機等](電子計算機若しくは附属装置又はこれらの電子組立品若しくは部分品)

貨物名: ePass2003 USB トークン

パラメータシート

(コンピュータ・貨物)

様式:該貨コ-8(1)

(1/2)

メーカー名: Feitian Technologies Co.,Ltd.

型及び等級:

CISTEC 2024.09.08

(令和6年9月8日施行省令等対応)

質問事項	回答		備考
電子計算機、附属装置、電子組立品若しくは部分品のいずれに当たるかを備考欄に記入すること。			<input type="checkbox"/> 電子計算機 <input checked="" type="checkbox"/> 附属装置 <input type="checkbox"/> これらの電子組立品若しくは部分品
一 低温若しくは高温で使用できる、又は、放射線の影響を防止するように設計された電子計算機若しくはその附属装置、又はこれらの電子組立品若しくは部分品: (注意) 電子組立品若しくは部分品については、電子組立品若しくは部分品で判定せず、それが使用された状態又は組み込まれた状態での電子計算機の仕様について、以下のイ及びロに回答し、判定する。			
※「様式:該貨コ-8(1)(別紙一号)」を用いて判定を行い、その判定欄の内容を右の回答欄へ転記すること。	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい	別紙一号(判定イ)を転記する
第一号イ(耐温度設計)に該当するか?	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい	別紙一号(判定ロ)を転記する
第一号ロ(耐放射線設計)に該当するか? ※「告示で定める貨物」(下記「注」参照)			
三 デジタル電子計算機、その附属装置若しくはデジタル電子計算機の機能を向上するように設計した電子組立品: 他の装置に内蔵された貨物であって、チから又までのいずれかに該当するもの及びこれらの部分品か? ※「様式:該貨コ-8(1)(別紙三号)」を用いて判定を行い、その判定欄の内容を右の回答欄へ転記すること。	<input type="checkbox"/> はい ← 四へ	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ ↓	
口 デジタル電子計算機であって、加重最高性能が70実効テラ演算を超えるものか?	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい	加重最高性能値 (実効テラ演算)
ハ デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した電子組立品であって、計算要素を集合させることにより、加重最高性能が70実効テラ演算を超えるものか? (最大性能が70実効テラ演算を超えないデジタル電子計算機又はそのファミリーの計算機用に特別に設計されたものを除く。)	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい	最大構成時の 加重最高性能 (実効テラ演算)

「注」: 「告示で定める貨物」とは「輸出令別表第3の3の規定に基づき経済産業大臣が告示で定める貨物」に該当するものをいう。

輸出令の該非判定用パラメータシート

輸出令別表第1の8の項(省令第7条第一号から第五号)

[電子計算機等](電子計算機若しくは附属装置又はこれらの電子組立品若しくは部分品)

パラメータシート
(コンピュータ・貨物)
様式:該貨コ-8(1)

(2/2)

CISTEC 2024.09.08
(令和6年9月8日施行省令等対応)

質問事項	回答	備考
ト デジタル電子計算機の演算処理の能力を向上させるために複数のデジタル電子計算機の間でデータを転送するように設計したデジタル計算機の附属装置であって、転送されるデータの転送速度が2.0ギガバイト毎秒を超えるものか?	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい データ転送速度 (ギガバイト毎秒)
四 電子計算機であって、次のいずれかに該当するもの又はその附属装置、電子組立品若しくは部分品か?	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ ←五へ	<input type="checkbox"/> はい 以下の該当するものにチェックを入れること
イ シストリックアレイコンピュータ		<input type="checkbox"/> イ
ロ ニューラルコンピュータ		<input type="checkbox"/> ロ
ハ 光コンピュータ		<input type="checkbox"/> ハ
五 電子計算機若しくはその附属装置又はこれらの部分品であって、侵入プログラムの作成、指揮統制又は配信を行うように特に設計又は改造されたものか?	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい
(判定) 以上の結果、省令第7条第一号から第五号に該当するか?	<input checked="" type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 該当

(注1) 備考欄の()内には数値等を記入する(数値は設計値又はカタログ、仕様書等の数値を記載する。個々の実測値ではない)。ただし、関連する機能がないかあるいは計算するまでもなく規制値に達しないと判断できる場合は記入不要。

判定 回答欄において回答が全て左欄にチェックされた場合は当該貨物が非該当であり、
枠で囲まれたものを除き、一つでも右欄にチェックされた場合は該当と判定される。

作成責任者: (作成年月日 2024年9月13日)

会社名 飛天ジャパン株式会社

所属・役職 取締役

(フリガナ) シンボーラン

氏名 岑慕蘭

電話 03-3668-6668(代表)



検討の結果、以上相違ありません。

貨物名: ePass2003 USB トークン

メーカー名: Feitian Technologies Co.,Ltd.

パラメータシート
(情報セキュリティ・貨物)
様式:9-07

(1/2)

型及び等級:

CISTEC 2024.02.01
(令和6年2月1日施行省令等対応)

質問事項	回答	備考	
第九号 暗号装置又は暗号機能を実現するための部分品: (注) アビオニクス装置(輸出令別表第1の4の項(18)、省令第3条第十九号ハ(二)2)の場合は別表第1の4の項で、衛星航法システムからの電波の受信装置(同表第1の11の項(4)、省令第10条第五号イ)の場合は11の項で判定を行うこと。			
(1)第九号イの判定: (注1) (1-1) 当該貨物は、第九号への除外規定(市販の暗号装置/部分品)にあたるものか? 「様式9-07(別紙へ1)」又は「様式9-07(別紙へ2)」を用いて判断し、添付する。回答が「いいえ又は適用しない」の場合、上記様式の添付不要。未市販装置に内蔵されているものは、(1-2)d. へ(一)、又はへ(二)で判定のこと。	<input checked="" type="checkbox"/> はい ←判定欄へ <input type="checkbox"/> いいえ ↓ 又は 適用しない		
(1-2) 当該貨物の暗号機能が、下表a.~d.のいずれかにより規制除外・規制対象外(以下、「非規制」と呼ぶ)に当たる場合はチェックし、当たらない場合はチェックしない。(当該貨物に暗号機能が複数含まれる場合は、暗号機能毎に確認し、「非規制」に当たる項目をチェックする。)「はい(非規制)」にチェックした場合、備考の「()」内に非規制の理由又は暗号機能を記入する。		次ページの(1-3)の判断のみで「非規制」にできる場合は、(1-2)の確認は不要であるが、暗号機能を(1-2)e. の備考欄「暗号機能:()」の括弧の中に記載のこと。	
a. 暗号機能が、対称アルゴリズムの鍵長56bit以下のもの、又は次のイ(一)から(六)の規制される非対称アルゴリズムではないものか? イ(一) 512bit超の整数の素因数分解 イ(二) 有限体上の乗法群における512bit超の離散対数の計算 イ(三) 上記イ(二)以外の群における112bit超の離散対数の計算 イ(四) 格子に関する最短ベクトル又は最近接ベクトル問題 イ(五) 超特異構造曲線間の同種写像の探索 イ(六) ランダムな符号の復号	<input type="checkbox"/> はい(非規制)	()	
b. 暗号機能が、データ機密性確保のため以外に使用するものか?	<input type="checkbox"/> はい(非規制)	()	
c. 以下のどちらにもあたらないか? 1. 暗号機能を使用することができるもの(暗号機能が有効化されているものを含む。) 2. 安全な仕組みの暗号機能有効化の手段以外の手段で暗号機能を有効化できるもの	<input type="checkbox"/> はい(非規制)	<input type="checkbox"/> 使用できない暗号 <input type="checkbox"/> 休眠暗号 ()	
d. 第九号イ(十一)~(二十)、へ(一)、へ(二)の除外規定が適用できるか? 「様式9-07(別紙イ11)」~「様式9-07(別紙イ20)」、「様式9-07(別紙へ1)」、「様式9-07(別紙へ2)」を用いて判断し、添付する。 イ(十一). スマートカード又はそのリーダライタ イ(十二). 銀行業務又は決済用の装置 イ(十三). 携帯用電話機端末 イ(十四). コードレス電話装置 イ(十五). 携帯用電話機端末又は同等の無線機端末 イ(十六). 無線パーソナルエリアネットワーク用の装置 イ(十七). 移動体通信用無線アクセスマネジメント装置 イ(十八). ルーター、スイッチ、ゲートウェイ若しくはリレー イ(十九). 汎用目的の計算機能を有する装置又はサーバー イ(二十). ネットワークに接続する民生産業用途端末・装置 へ(一). 市販暗号装置(未市販装置に内蔵されているもの) へ(二). 市販暗号装置の部分品(未市販装置に内蔵されているもの)	<input type="checkbox"/> はい(非規制) (<input type="checkbox"/> イ(十一) <input type="checkbox"/> イ(十二) <input type="checkbox"/> イ(十三) <input type="checkbox"/> イ(十四) <input type="checkbox"/> イ(十五) <input type="checkbox"/> イ(十六) <input type="checkbox"/> イ(十七) <input type="checkbox"/> イ(十八) <input type="checkbox"/> イ(十九) <input type="checkbox"/> イ(二十) <input type="checkbox"/> へ(一) <input type="checkbox"/> へ(二))	()	
e. 当該貨物の暗号機能のうち、上記a.~d.の「はい(非規制)」にチェックが付けられない暗号機能があるか?ある場合は、その暗号機能を備考の「()」内に記入する。	<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ←(1-3)へ	暗号機能: ()
f. 上記a.~d. 項の中で、d. 項のへ(一)、へ(二)のみにチェックされているか?	<input type="checkbox"/> はい ←判定欄へ	<input type="checkbox"/> いいえ ←(2)へ	

CISTEC 2024.02.01
(令和6年2月1日施行省令等対応)

質問事項	回答		備考
(1-3) 当該貨物が、第九号イ(七)～(十)のいずれかに該当するかを回答する。 (*1) 下記イ(七)～イ(九)の回答が「はい」の場合、イ(十)2. 又はイ(十)3. の回答が「いいえ」の場合、暗号機能(上記(1-2)e. の備考に記入したもの)を備考に記入する。「様式9-07(別紙イ)」を用いて判断した場合は添付する。			
イ(七). 情報システムのセキュリティ管理機能を主たる機能として有する装置/部分品か?	<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> <u>はい</u> ←(2)へ	(*1) ()
イ(八). デジタル通信装置、有線・無線回路網の電気通信回線を構築/管理/運用するための装置/部分品か?	<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> <u>はい</u> ←(2)へ	(*1) ()
イ(九). 電子計算機、情報の記録/保存/処理を主たる機能として有する装置/部分品か?	<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> <u>はい</u> ←(2)へ	(*1) ()
イ(十). 上記イ(七)～イ(九)以外の場合。 1. 暗号機能は、当該貨物の主たる機能の支援のためにのみ用いられるものか? 「はい」にチェックした場合、備考欄に主たる機能を記入する。 2. 暗号機能は、規制されない暗号貨物を組み込んで実現されているものか? (暗号機能が暗号貨物により実現されていない場合は、「はい」にチェックする。) 3. 暗号機能は、規制されない暗号プログラム(公知のプログラムを含む)を組み込んで実現されているものか? (暗号機能が暗号プログラムにより実現されていない場合は、「はい」にチェックする。)	<input type="checkbox"/> はい ←(2)へ	<input type="checkbox"/> <u>いいえ</u> ↓	主たる機能: ()
(2)第九号口～木に該当するか? (注1) 第九号口(一):暗号機能有効化(変換)装置 第九号口(二):暗号機能有効化(追加)装置 第九号ハ:量子暗号装置 第九号ニ:暗号使用ウルトラワイドバンド装置 第九号木:暗号使用スペクトル拡散装置	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい (<input type="checkbox"/> 第九号口(一) <input type="checkbox"/> 第九号口(二) <input type="checkbox"/> 第九号ハ <input type="checkbox"/> 第九号ニ <input type="checkbox"/> 第九号木)	
(判定) 以上の結果、標記第九号に該当するか? (注2)	<input checked="" type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 該当	

(注1) 貨物等省令第8条第九号は次ページを参照。

作成責任者 : (作成年月日 2024 年 9 月 13 日)

(注2) 回答欄においてアンダーラインが付いたものが、左欄のみにチェックされた場合は、非該当であり、1つでも右欄にチェックされた場合は該当と判定される。

会社名 飛天ジャパン株式会社

所属・役職 取締役

(フリガナ) シン ポーラン

氏名 岑 慕蘭

電話 03-3668-6668(代表)



CISTEC 2024.02.01
(令和6年2月1日施行省令等対応)

貨物等省令第8条第九号

項目番	項目	備考
第九号	暗号装置又は暗号機能を実現するための部分品であって、次のイからホまでのいずれかに該当するもの(第3条第十九号ハ(二)2、本号ヘ、第十一号又は第10条第五号イに該当するものを除く。)	
第九号イ ((一)から(十) まで抜粋)	<p>対称アルゴリズムを用いたものであって対称鍵の長さが56ビットを超えるもの又は非対称アルゴリズム(アルゴリズムの安全性が次の(一)から(六)までのいずれかに該当する困難性に基づくものに限る。以下この号において同じ。)を用いたものであって、データの機密性確保のための暗号機能を有するように設計し、又は改造したもの(当該暗号機能を使用することができるもの(当該暗号機能が有効化されているものを含む。)又は安全な仕組みの暗号機能有効化の手段以外の手段で暗号機能を有効化できるものに限る。)のうち、次の(七)から(十)までのいずれかに該当するもの((十一)から(二十)までに該当するものを除く。)</p> <ul style="list-style-type: none"> (一) 512ビットを超える整数の素因数分解 (二) 有限体上の乗法群における512ビットを超える離散対数の計算 (三) (二)に規定するもの以外の群における112ビットを超える離散対数の計算 (四) 格子に関する最短ベクトル又は最近接ベクトル問題 (五) 超特異楕円曲線間の同種写像の探索 (六) ランダムな符号の復号 (七) 情報システムのセキュリティ管理機能を主たる機能として有するもの (八) デジタル通信装置、有線若しくは無線回線網による電気通信回線を構築、管理若しくは運用するための装置又はこれらの部分品(七)に該当するものを除く。) (九) 電子計算機若しくは情報の記録及び保存若しくは処理を主たる機能として有するもの又はこれらの部分品(七)又は(八)に該当するものを除く。) (十) 次の1及び2に該当するもの((七)から(九)までに該当するものを除く。) <ul style="list-style-type: none"> 1 当該貨物の有する暗号機能が当該貨物の主たる機能以外の機能を支援するために用いられているもの 2 当該貨物の有する暗号機能が当該貨物に組み込まれたもの(この号から第十二号までのいずれかに該当するものに限る。)又は第二十一条第一項第七号、第七号の二、第八号の二、第八号の三、第九号、第九号の二若しくは第十七号のいずれかに該当するプログラム(公開されているものを除く。)によって実現されているもの (十一)から(二十)は省略 	(暗号装置)
第九号ロ	暗号機能有効化の手段を用いることによってのみ、ある貨物又はあるプログラムの暗号機能を有効化するものであって、次のいずれかに該当するもの	(暗号機能有効化装置)
	<ul style="list-style-type: none"> (一) ある貨物(本号から第十二号までに該当しないものに限る。)を本号イに該当するもの(本号ヘに該当しないものに限る。)に変換し、又はあるプログラム(第21条第1項第七号、第七号の二、第八号の二、第八号の三、第九号、第九号の二又は第十七号に該当しないものに限る。)を第21条第1項第九号(第8条第九号イ又はハからホまでに係るものに限る。)に該当するものに変換するように設計し、若しくは改造したもの (二) 本号から第十二号までのいずれかに該当するもの又は第21条第1項第七号、第七号の二、第八号の二、第八号の三、第九号若しくは第九号の二に該当するプログラムに本号イに該当する貨物の有する機能と同等の機能を追加することができるよう設計し、若しくは改造したもの 	
第九号ハ	量子暗号を用いるように設計し、又は改造したもの	(量子暗号装置)
第九号ニ	次のいずれかに該当するウルトラワイドバンド変調技術のためのチャンネル符号、スクランブル符号又はネットワーク認識符号の生成に暗号処理技術を用いるように設計し、又は改造したもの	(暗号使用ウルトラワイドバンド装置)
	<ul style="list-style-type: none"> (一) 帯域幅が500メガヘルツを超えるもの (二) 暫時帯域幅を中心周波数で除した値が20パーセント以上のもの 	
第九号ホ	スペクトル拡散のための拡散符号の生成(周波数ホッピングのためのホッピング符号の生成を含む。)に暗号処理技術を用いるように設計し、又は改造したもの(ニに該当するものを除く。)	(暗号使用スペクトル拡散装置)

(注)二重下線の解釈は、「運用通達の解釈(情報セキュリティ)」を参照。

以上

輸出令別表第1の9の項(7)(省令第8条第九号)
情報セキュリティ(暗号装置)

貨物名 : ePass2003 USB トークン
提供技術名 :

メーカー名 : Feitian Technologies Co.,Ltd.

パラメータシート
(情報セキュリティ・貨物)
様式:9-07(別紙へ1)

(1/1)

型及び等級 :

CISTEC 2024.02.01
(令和6年2月1日施行省令等対応)

質問事項	回答		備考
<p>ヘ(一) 市販暗号装置: 貨物等省令第8条第九号イからホに掲げるものであって、市販暗号装置として規制除外となるものの判定</p> <p>a. 購入に際して何らの制限を受けず、店頭において又は郵便、民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便若しくは公衆電気通信回線に接続した入出力装置(電話を含む。)による注文により、販売店の在庫から販売されるものか?</p> <p>b. 当該貨物の有する暗号機能を当該貨物を使用する者によって変更できないものか?</p> <p>c. 当該貨物の有する暗号機能の使用に際して当該貨物の供給者又は販売店による技術支援の必要がないものか?</p> <p>d. 上記a. からc. の全てに該当し、これらの内容が貨物の製造者、販売者又は輸出者によって書面(注記1)により確認できるものか?</p>	<input checked="" type="checkbox"/> はい ↓	<input type="checkbox"/> いいえ ↓	
(判定) 以上の結果、規制除外(省令第8条第九号ヘ(一))が適用できるか?(注)	<input checked="" type="checkbox"/> はい (規制除外)	<input type="checkbox"/> いいえ (規制対象)	

(注) 回答欄においてアンダーラインが付いたものが、左欄のみにチェックされた場合は、規制除外であり、1つでも右欄にチェックされた場合は、規制対象と判定される。

(注記1) 書面には、カタログ、パンフレット等の製品紹介資料及び販売店のチラシ広告等を含む。(WEBページを印刷したものも可)

作成責任者 : (作成年月日 2024 年 9 月 13 日)

会社名 飛天ジャパン株式会社

所属・役職 取締役

氏名 (フリガナ) シン ポーラン

電話 氏名 岑 慕蘭

電話 電話番号 03-3668-6668(代表)



外為令の該非判定用パラメータシート(カバーシート)
外為令別表の4の項(1)、4の項(3)及び8の項
[電子計算機等及び量子計算機等に係る技術]

提供技術名 : ePass2003 USB トークン

パラメータシート
(コンピュータ・技術)
様式:該役コ-0

(1/1)

メーカー名 : Feitian Technologies Co.,Ltd.

型及び等級 :

CISTEC 2024.09.08
(令和6年9月8日施行省令等対応)

判定項目番	パラメータシート様式
《判定項目の選定と指定パラメータシート様式》 標題の技術の判定対象項目は、対応するパラメータシート様式の□にレ又は×を記したものです。	
《外為令別表の4の項(1)、(3)》 1. 省令第16条第1項第六号、第3項第一号～第三号に掲げる技術	<input type="checkbox"/> 該役コ-4
《外為令別表の8の項(5)の項～15の項共通》 2. 医療用に設計された装置に組み込まれたプログラム	<input type="checkbox"/> 0-01 ^پ
《外為令別表の8の項(1)》 3. 省令第20条第1項に掲げる技術	<input type="checkbox"/> 該役コ-8(1)
《外為令別表の8の項(2)》 4. 省令第20条第2項に掲げる技術	<input checked="" type="checkbox"/> 該役コ-8(2)
《外為令別表の9の項》 5. 暗号機能に係る技術	<input checked="" type="checkbox"/> 9の項のパラメータシート

判定結果	<input checked="" type="checkbox"/> 非該当	外為令別表 貨物等省令
	<input type="checkbox"/> 該当	

作成責任者 : (作成年月日 2024 年 9 月 13 日)

会社名 飛天ジャパン株式会社

所属・役職 取締役

(フリガナ) シン ボーラン

氏名 岑 慕蘭

電話 03-3668-6668(代表)



検討の結果、以上相違ありません。

外為令の該非判定用パラメータシート
外為令別表の8の項(2)(省令第20条第2項)
[非該当電子計算機等に係る技術]

提供技術名 : ePass2003 USB トークン

メーカー名 : Feitian Technologies Co.,Ltd.

パラメータシート
(コンピュータ・技術)
様式:該役コ-8(2)

(1/2)

型及び等級 :

CISTEC 2024.09.08

(令和6年9月8日施行省令等対応)

質問事項	区分 (注1) 技/ブ	回答		備考
		□ いいえ ← 二へ	□ はい ↓ □ 設計 □ 製造	
電子計算機若しくはその附属装置又はこれらの電子組立品若しくは部分品の設計、製造又は使用に係る技術(外為令別表の8の項(1)、4の項に該当するものを除く。)について、	○			
一 加重最高性能が24実効テラ演算超～70実効テラ演算以下のデジタル電子計算機の設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)か？	○	□ いいえ ← 二へ	□ はい ↓ □ 設計 □ 製造	「別表2の付表2の技術」(下記[※]参照)
二 デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した電子組立品であって、計算要素を集合させることにより、加重最高性能が24実効テラ演算超～70実効テラ演算以下になるものに該当するものの設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)か？	○	□ いいえ	□ はい □ 設計 □ 製造	「別表2の付表2の技術」(下記[※]参照)
三 加重最高性能が24実効テラ演算超～70実効テラ演算以下のデジタル電子計算機を設計し、若しくは製造するために設計したプログラムか？ 又は そのプログラムの設計若しくは製造に必要な技術(プログラムを除く。)か？	○	□ いいえ ← 四へ	□ はい □ 設計 □ 製造	「別表2の付表2の技術」(下記[※]参照)
四 上記第三号のプログラムの使用に必要な技術(プログラムを除く。)か？	○	□ いいえ	□ はい	「別表2の付表2の技術」(下記[※]参照)

[※]「別表2の付表2の技術」とは、「輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について」の別表2の付表2に掲げられた技術をいう。

外為令の該非判定用パラメータシート
外為令別表の8の項(2)(省令第20条第2項)
[非該当電子計算機等に係る技術]

パラメータシート
(コンピュータ・技術)
様式:該役コ-8(2)

(2/2)

CISTEC 2024.09.08
(令和6年9月8日施行省令等対応)

質問事項	区分 (注1) 技/ブ	回答		備考
		いいえ	はい □ 設計 □ 製造 □ 使用	
五 デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した電子組立品であって、計算要素を集合させることにより、加重最高性能が24実効テラ演算超～70実効テラ演算以下になるものを設計し、若しくは製造するために設計したプログラムか？ 又は そのプログラムの設計、製造若しくは使用に必要な技術(プログラムを除く。)か？	○ ○	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい □ 設計 □ 製造 □ 使用	「別表2の付表2の技術」(下記[※]参照) 「別表2の付表2の技術」(下記[※]参照)
《六号、七号関連》 侵入プログラムに係る技術か？	○ ○	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ ←(判定)欄へ	<input type="checkbox"/> はい ↓	
情報システムのセキュリティの維持を目的とするものであって、サイバー攻撃に関する情報の収集、調査、解析、対策、防御又は予防のためのものか？	○ ○	<input type="checkbox"/> はい ←(判定)欄へ	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ ↓	役務通達より
* 「様式:該役コ-8(2)(別紙)」を用いて判定を行い、その判定欄の内容を右の回答欄へ転記すること。	○ ○	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい	
(判定)以上の結果、省令第20条第2項に該当するか？		<input checked="" type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 該当	

[※]「別表2の付表2の技術」とは、「輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について」の別表2の付表2に掲げられた技術をいう。

(注1) 区分欄の「技」は技術(プログラムを除く。)、「ブ」はプログラムを指し、技術のみの判定の場合は「技」のみを、プログラムのみの判定の場合は「ブ」のみをチェックする。

判 定 回答欄において回答が全て左欄にチェックされた場合は当該技術(プログラムを含む)が非該当であり、
 枠で囲まれたものを除き、一つでも右欄にチェックされた場合は該当と判定される

作成責任者： (作成年月日 2024 年 9 月 10 日)

会社名 飛天ジャパン株式会社

所属・役職 取締役

(フリガナ) シン ボーラン

氏名 岳 慕蘭

電話 03-3668-6668(代表)

検討の結果、以上相違ありません。



外為令の該非判定パラメータシート(カバーシート)
外為令別表の9の項及び15の項
通信と情報セキュリティに係る技術

提供技術名 : ePass2003 USB トークン

パラメータシート
(通信と情報セキュリティ・技術)
様式:9-技(カバー)

(1/1)

メーカー名 : Feitian Technologies Co.,Ltd.

型及び等級 :

CISTEC 2024.02.01

(令和6年2月1日施行省令等対応)

判定項目番	パラメータシート様式
<p>《判定項目番の選定と指定のパラメータシート様式》</p> <p>標題の技術の判定対象項目は、下記の□にチェックしたものである。</p> <p>判定結果は添付のパラメータシート様式に記載すること。</p>	
<p>【情報セキュリティ関連】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 1. 【外為令別表の9の項(1)関連(省令第21条第1項の技術)] 輸出令別表第1の9の項の中欄に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術あるいは、プログラムであって、省令第8条第九号イ、ハ～ホ、第十号又は第十一号のいずれかに該当する貨物の有する機能と同等の機能を有するもの、当該機能を実現するためのもの又は当該機能のシミュレーションを行うことができるもの</p>	様式9-技1情セ
<p>【通信関連】</p> <p><input type="checkbox"/> 1. 【外為令別表の9の項(1)関連(省令第21条第1項の技術)] 輸出令別表第1の9の項の中欄に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術</p>	様式9-技1通信
<p><input type="checkbox"/> 2. 【外為令別表の9の項(2)関連(省令第21条第2項の技術)] 輸出令別表第1の9の項(1)から(3)まで又は(5)から(6)までに掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術 (外為令別表の9の項(1)及び15の項の中欄に掲げる技術を除く。)</p>	様式9-技2
<p><input type="checkbox"/> 3. 【外為令別表の9の項(3)関連(省令第21条第3項の技術)] 通信用に設計したモノリシックマイクロ波集積回路の設計又は製造に係る技術 (7の項の中欄に掲げるものを除く。)</p>	様式9-技3
<p><input type="checkbox"/> 4. 【外為令別表の9の項(4)関連(省令第21条第4項の技術)] 超電導材料を用いた通信装置の設計又は製造に係る技術 (7の項の中欄に掲げるものを除く。)</p>	様式9-技4
<p><input type="checkbox"/> 5. 【外為令別表の15の項(1)関連(省令第27条第1項の技術)] 輸出令別表第1の15の項の中欄に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術</p>	様式15-技

作成責任者 : (作成年月日 2024 年 9 月 13 日)

会社名 飛天ジャパン株式会社

所属・役職 取締役

(フリガナ) シン ボーラン

氏名 岑 慕蘭

電話 03-3668-6668(代表)



外為令別表の9の項(1)(省令第21条第1項 情報セキュリティ関連)
情報セキュリティに係る技術

提供技術名 : ePass2003 USB トークン

メーカー名 : Feitian Technologies Co.,Ltd.

パラメータシート
(情報セキュリティ・技術)
様式:9-技1情セ

(1/3)

型及び等級 :

CISTEC 2024.02.01
(令和6年2月1日施行省令等対応)

(注*1)

質問事項	区分 技 ブ	回答		備考
以下の質問事項において、回答右欄の「はい」にチェックした場合(ただし、破線で囲まれたものは除く)、本欄中の当てはまる□内にもチェックすること。				
【省令第21条第1項(外為令別表の9の項(1)関連)】			本パラメータシートは、省令第21条第1項より、情報セキュリティのみを抜粋。	
第二号の二 次のいずれかに該当するものの設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)か?	○	<input type="checkbox"/> ↓ いいえ	<input type="checkbox"/> ↓ はい	
□ 第8条第九号 : 暗号装置 □ 第8条第十号イ : 盗聴検知通信ケーブルシステム □ 第8条第十号ロ : 信号の漏えい防止装置 □ 第8条第十一号イ : 暗号解析装置 □ 第8条第十二号 : 情報セキュリティの設計、製造用装置等				
第三号 次のいずれかに該当するもの使用に必要な技術(プログラムを除く。)か?	○	<input type="checkbox"/> ↓ いいえ	<input type="checkbox"/> ↓ はい	
□ 第8条第九号 : 暗号装置 □ 第8条第十号イ : 盗聴検知通信ケーブルシステム □ 第8条第十号ロ : 信号の漏えい防止装置 □ 第8条第十一号イ : 暗号解析装置 □ 第8条第十二号 : 情報セキュリティの設計、製造用装置等				
「市販暗号プログラム」「市販暗号装置のプログラム」の判定 ・プログラムは、第8条第九号(暗号装置)に係るものか?	○	<input type="checkbox"/> いいえ ←第七号へ	<input checked="" type="checkbox"/> はい ↓	
「市販暗号プログラム」の判定 ・市販暗号プログラムの規制除外が適用できるか? (市販暗号プログラムを含む未市販暗号プログラムも、ここで判定する。) (注記) 「様式9-技1情セ(別紙市販ブ1)」を用いて判定し、判定欄の判定結果を右の回答欄に転記すること。 回答が「いいえ又は適用しない」の場合は、「様式9-技1情セ(別紙市販ブ1)」の添付は不要。	○	<input type="checkbox"/> はい ←判定欄へ (プログラムのみ 判定の場合) ←第十二号へ (技術も判定す る場合)	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ ↓又は 適用しない	
「市販暗号装置のプログラム」の判定 ・市販暗号装置又はその部分品のプログラムの規制除外が適用できる か? (注記) 「様式9-技1情セ(別紙市販ブ2)」を用いて判定し、判定欄の判定結果を右の回答欄に転記すること。 回答が「いいえ又は適用しない」の場合は、「様式9-技1情セ(別紙市販ブ2)」の添付は不要。	○	<input checked="" type="checkbox"/> はい ←判定欄へ (プログラムのみ 判定の場合) ←第十二号へ (技術も判定す る場合) ↓第七号へ (その他の暗号 機能も判定する 場合)	<input type="checkbox"/> いいえ ↓又は 適用しない	

(注*1)

質問事項	区分 技 ブ	回答		備考
第七号 次のいずれかに該当するものを設計し、又は製造するために設計し、又は改造したプログラムか？ <input type="checkbox"/> 第8条第九号 : 暗号装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十号イ : 盗聴検知通信ケーブルシステム <input type="checkbox"/> 第8条第十号ロ : 信号の漏えい防止装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十一号イ : 暗号解析装置 <input type="checkbox"/> 第21条第1項第九号	○ ↓	<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ↓	
第七号の二 次のいずれかに該当するものを設計し、又は製造するために設計し、又は改造したプログラムか？ <input type="checkbox"/> 第8条第十一号ロ : 電子計算機の端末又は通信端末から生データを抽出する装置 <input type="checkbox"/> 第21条第1項第九号の二	○ ↓	<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ↓	
第八号の二 次のいずれかに該当するものを使用するために設計し、又は改造したプログラムか？ <input type="checkbox"/> 第8条第九号 : 暗号装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十号イ : 盗聴検知通信ケーブルシステム <input type="checkbox"/> 第8条第十号ロ : 信号の漏えい防止装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十一号イ : 暗号解析装置 <input type="checkbox"/> 第21条第1項第九号	○ ↓	<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ↓	
第八号の三 次のいずれかに該当するものを使用するために設計し、又は改造したプログラムか？ <input type="checkbox"/> 第8条第十一号ロ : 電子計算機の端末又は通信端末から生データを抽出する装置 <input type="checkbox"/> 第21条第1項第九号の二	○ ↓	<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ↓	
第九号 a. プログラムであって、第8条第九号イ、ハ～ホ(暗号装置)に該当する貨物の有する機能と同等の機能を有するもの、当該機能を実現するためのもの又は当該機能のシミュレーションを行うことができるものか？ (注記) 「様式9-技1情セ(別紙暗ブ)」を用いて判定し、その判定欄の判定結果を右の回答欄にチェックの上、判定した「様式9-技1情セ(別紙暗ブ)」を添付する。 ★ただし、「様式9-技1情セ(別紙暗ブ)」を用いて判定できる場合は、代わりに右欄の(判定根拠記入欄)に判定根拠を記入する。	○ ←b. へ	<input type="checkbox"/> いいえ ←b. へ	<input type="checkbox"/> はい ←b. へ	(★別紙暗ブを用いない場合の判定根拠記入欄) 「はい」の場合は、暗号アルゴリズム名(鍵長)などを記入する。「いいえ」の場合は、適用する除外規定など規制されない理由を記入する。 ()
b. プログラムであって、次のいずれかに該当する貨物の有する機能と同等の機能を有するもの、当該機能を実現するためのもの又は当該機能のシミュレーションを行うことができるものか？ <input type="checkbox"/> 第8条第十号イ : 盗聴検知通信ケーブルシステム <input type="checkbox"/> 第8条第十号ロ : 信号の漏えい防止装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十一号イ : 暗号解析装置	○ ↓	<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ↓	
(注) 第8条第十号イ、ロ、第8条第十一号イにチェックした場合には、対応するパラメータシート(「様式9-10」「様式9-08」「様式9-07b」)を記入して添付のこと。				

CISTEC 2024.02.01
(令和6年2月1日施行省令等対応)

(注*1)

質問事項	区分 技 ブ	回答		備考
		いいえ ↓	はい ↓	
第九号の二 プログラムであって、第8条第十一号口に該当する貨物の有する機能と同等の機能を有するもの、当該機能を実現するためのもの又は当該機能のシミュレーションを行うことができるもの(侵入プログラムを除く。)か?	○	<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ↓	
(注)回答欄が「はい」の場合、第8条第十一号口に対応するパラメータシート(「様式9-07c」)を記入して添付のこと。				
第十二号 次のいずれかに該当するプログラムの設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)か? <input type="checkbox"/> 第21条第1項第七号 <input type="checkbox"/> 第21条第1項第八号の二 <input type="checkbox"/> 第21条第1項第九号	○	<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ↓	
第十二号の二 次のいずれかに該当するプログラムの使用に必要な技術(プログラムを除く。)か? <input type="checkbox"/> 第21条第1項第七号 <input type="checkbox"/> 第21条第1項第八号の二 <input type="checkbox"/> 第21条第1項第九号	○	<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ↓	
第十六号(暗号有効化技術) 第8条第九号口に該当する機能を有する技術(プログラムを除く。)であって、暗号機能有効化の手段を用いることによってのみ、ある貨物又はあるプログラムの暗号機能を有効化するものか?	○	<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ↓	
(注)回答欄が「はい」の場合、第8条第九号イに該当の有する機能を有効化した後の貨物又はプログラムのパラメータシートの様式を添付すること。				
第十七号(暗号有効化プログラム) 第8条第九号口に該当する機能を有するプログラムであって、暗号機能有効化の手段を用いることによってのみ、ある貨物又はあるプログラムの暗号機能を有効化するものか?	○	<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ↓	1/3頁の市販暗号プログラム又は市販暗号装置のプログラムの判定が「はい」の場合、この号の回答不要
(注)回答欄が「はい」の場合、第8条第九号イに該当する貨物の有する機能を有効化した後の貨物又はプログラムのパラメータシートの様式を添付すること。				
(判定) 以上の結果、標記第21条第1項の情報セキュリティ関連部に該当するか?(注*2)		<input checked="" type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 該当	

(注*1) 区分欄の「技」は技術(プログラムを除く)、「ブ」はプログラムを指し、技術のみの場合は「技」に、プログラムのみの場合は「ブ」のみチェックを行う。

(注*2) 回答欄において、アンダーラインが付いたものが、左欄のみにチェックされた場合は、当該技術又はプログラムが、標記外為令別表の9の項(1)(省令第21条第1項)の情報セキュリティ関連部に非該当であり、1つでも右欄にチェックされた場合は、該当と判定される。

作成責任者: (作成年月日 2024年9月13日)

会社名 飛天ジャパン株式会社

所属・役職 取締役

(フリガナ) シンボーラン

氏名 岑慕蘭

電話 03-3668-6668(代表)



外為令別表の9の項(1)(省令第21条第1項 情報セキュリティ関連)
情報セキュリティに係る技術(市販暗号装置のプログラム)

提供技術名: ePass2003 USBトークン

メー カー 名: Feitian Technologies Co.,Ltd.

型 及 び 等 級:

パラメータシート
(情報セキュリティ・技術)
様式:9-技1情セ(別紙市販P2)

(1/1)

CISTEC 2024.02.01
(令和6年2月1日施行省令等対応)

質問事項	回答		備考
市販暗号装置のプログラムの判定 貨物等省令第21条第1項第七号、第八号の二、第九号又は第十七号の規定中のプログラム(第七号又は第八号の二にあっては第8条第九号又は第21条第1項第九号(第8条第九号に係るものに限る。)に限り、第九号にあっては第8条第九号に係るものに限る。)			
a-1. 貨物等省令第8条第九号へ(一)に該当する貨物のために設計したプログラムか?	<input checked="" type="checkbox"/> はい ↓	<input type="checkbox"/> いいえ ↓	
a-2. 貨物等省令第8条第九号へに該当する部分品の実行形式のものか? (ファームウェア(注記1)をいう。)	<input checked="" type="checkbox"/> はい ↓	<input type="checkbox"/> いいえ ↓	
b. 情報システムのセキュリティ管理機能が当該プログラムの主たる機能ではないものか?	<input checked="" type="checkbox"/> はい ↓	<input type="checkbox"/> いいえ ↓	
c. 貨物等省令第8条第九号へ(一)に該当する貨物の有する暗号機能を変更せず、当該貨物に新しい暗号機能を追加しないものか?	<input checked="" type="checkbox"/> はい ↓	<input type="checkbox"/> いいえ ↓	
d. 当該プログラムの機能が固定されており、特定の使用者の仕様のために設計又は改造されていないものか?	<input checked="" type="checkbox"/> はい ↓	<input type="checkbox"/> いいえ ↓	
e. 上記a-1.~d.の全てに該当することが当該プログラムの供給者、販売者又は提供者によって書面により確認できるものか?	<input checked="" type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
(判定) 以上の結果、標記市販暗号装置のプログラムに該当するか? (注)	<input checked="" type="checkbox"/> はい (規制除外)	<input type="checkbox"/> いいえ (規制対象)	

(注) 回答欄において、アンダーラインが付いたものが、左欄のみにチェックされた場合は、当該プログラムが、標記市販暗号装置のプログラムとして規制除外であり、1つでも右欄にチェックされた場合は、規制対象と判定される。

(注記1) ファームウェアは、装置の上で動作するプログラムのみで機能完結したもの以外のプログラムをいう。

作成責任者: (作成年月日 2024年9月13日)

会社名 飛天ジャパン株式会社

所属・役職

取締役

(フリガナ)

シンボーラン

氏名

岑慕蘭

電話

03-3668-6668(代表)

